

産業廃棄物収集運搬業の 許可申請手続きと留意点

香川県東讃保健福祉事務所 環境管理室

1 許可の対象者

- 排出事業者から委託を受けて、産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、**産業廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。

ここに注意！（建設工事の場合）

- 建設工事の場合、ごく一部の例外を除いて、発注者から直接請け負った元請業者が「排出事業者」です。
- 元請業者は、現場を任せている下請業者であっても、許可のない業者に産業廃棄物の運搬を委託することはできません。
- 下請業者は、工事を請け負っている場合でも、現場から産業廃棄物を運搬するためには許可が必要です。

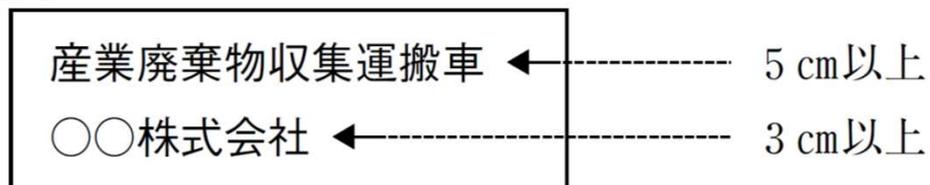
1 許可の対象者

- 排出事業者が自ら産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、許可は不要です。

ここに注意！

排出事業者が自社の産業廃棄物を運搬する場合でも、運搬車両には、**産業廃棄物収集運搬車の表示**と運搬先等についての**書類の携帯**が必要です。

表示



書類記載内容

1. 氏名又は名称及び住所
2. 運搬する産業廃棄物の種類、数量
3. 運搬する産業廃棄物を積載した日
4. 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
5. 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

1 許可の対象者

- 産業廃棄物の積み下ろしを行う場所や積替え保管を行う場所によって、**香川県知事**又は**高松市長**の許可が必要です。

ここに注意！

高松市長の許可が必要になる場合

- ① 高松市内で積替え保管を行う場合
- ② 県内では高松市内のみで収集運搬を行う場合



2 許可の期限

- 許可の期間は5年間（優良産廃処理業者は7年間）
- 許可の期限経過後も事業を継続する場合は、**許可の期限の約3ヶ月前に許可更新の手続き**を開始してください。
- 更新手続きがなされない場合は、**自動的に許可の効力を失います。**

3 手続き書類の提出先

申請者の所在地	窓口・提出先	連絡先等
東かがわ市、さぬき市、木田郡、香川郡、高松市、香川県外	東讃保健福祉事務所 環境管理室	〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田930-2 TEL:0879-29-8273
丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡	中讃保健福祉事務所 環境管理室	〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目526 TEL:0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所 環境管理室	〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目3-18 TEL:0875-25-6431
小豆郡	小豆総合事務所 環境森林課	〒761-4121 香川県小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 TEL:0879-62-2731
(高松市内で積替え保管及び、高松市内でのみ収集運搬をする場合)	高松市環境局 環境指導課	〒760-0080 高松市木太町2282番地1 TEL:087-839-2380

4 手続きの流れ

事前協議書の提出

書類審査が行われ、不備書類等の訂正が指示されます。(積替え保管施設を設置する場合は、現地調査を行い、その竣工を確認します。)

許可申請書の提出

許可申請書に申請手数料を添えて提出します。

許可証の交付

許可証が交付されます。

5 郵送による手続きについて

- 産業廃棄物に関する許可申請（事前協議を含む）は郵送で行うことができます。
- 郵送を希望される場合は、その旨を担当窓口にご連絡ください。
- 受領印を押した控えが必要な場合は、返信用封筒の同封をお願いします。

6 申請手数料

- 事前協議**終了後**、許可申請書の提出の際に**香川県証紙**を納めます。

種類	区分	金額
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000円
	更新許可	73,000円
	変更許可	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可	81,000円
	更新許可	74,000円
	変更許可	72,000円

協議書の記載内容について

ご注意いただきたいポイント①

- 産業廃棄物収集運搬業協議書の「事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）」に、**自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等**について記載されていますか？

(例) ①汚泥（無機性汚泥に限る。）②廃プラスチック類③がれき類
④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

積替え保管を行う。

協議書記載例（表紙上段）

産業廃棄物収集運搬業協議書

平成 年 月 日

香川県知事 殿

協議者

郵便番号 〒760-8570

住所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏名 香川 株式会社

代表取締役 香川太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-831-1111

産業廃棄物収集運搬業を行いたいので、関係書類等を添えて提出します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

①汚泥（無機性汚泥に限る。）②廃プラスチック類③がれき類④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

積替え保管を行う。

協議書記載例（表紙下段）

事務所及び事業場の所在地	(香川県内の拠点となる事務所の所在地) 事務所 香川県高松市番町四丁目1番10号 電話番号 087-831-1111				
	(事務所以外の営業拠点や積替え保管施設の所在地) 事業場 香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
事業の用に供する施設の種類及び数量	4 t キャブオーバー 2台 11 t ダンプ 3台 計5台				
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管場所：香川県〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇番〇〇 (土地の登記簿謄本のとおりに記載)				
		面積	積上高さ	保管上限	種類
	①	25m ²	1.25m	10.4m ³	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
②	20m ²	1 m	6.6m ³	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	
県外からの産業廃棄物を取り扱うか否か	取り扱わない。				
担当者及び連絡先	担当者名 香川太郎 連絡先 087-8				

自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無も記載すること。

ご注意いただきたいポイント②

- 産業廃棄物収集運搬業協議書の「申請者」「役員」「株主」の欄中の、「本籍」「住所」については、登記事項証明書及び住民票に記載のとおりに入力されていますか？

協議書記載例 (表紙2ページ上段)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）。	都道府県・市名。	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）。
	高松市。	09701000001。
	愛媛県。	03801000001。
申請者（個人である場合）。		
(ふりがな) 氏名。	生年月日。	登記事項証明書に記載のとおりに記載すること。
(法人である場合)。		
(ふりがな) 名称。	住所。	
かがわ かぶしがいしゃ 香川 株式会社。	香川県高松市番町四丁目1番10号。	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）。		
(個人である場合)。		
(ふりがな) 氏名。	生年月日。	本籍。

協議書記載例 (表紙2ページ下段)

役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	任	籍 所
	役職名・呼称		
かがわ たろう 香川 太郎	昭和〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
	代表取締役	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇	
かがわ はなこ 香川 花子	昭和〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
	取締役	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇	
かがわ いちろう 香川 一郎	昭和〇年〇月〇日	香川県〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇番地	
	監査役	香川県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇	

住民票に記載のとおりに記載すること。

ご注意いただきたいポイント③

- 協議書「事業計画の概要」（第1面）の予定運搬先の欄に、**処分方法**を記載されていますか？

(例)

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合は積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 香川県〇〇… 〇〇工業(株) 香川県〇〇… 〇〇商事(株) 香川県〇〇…	香川県〇〇…	(株)〇〇〇〇 香川県〇〇… 〇〇処分 〇〇処分 〇〇〇〇(株) 香川県〇〇… 〇〇処分
2	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)	〇t/月	固形	同上	香川県〇〇…	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固形	同上	香川県〇〇…	〇〇〇〇(株) 香川県〇〇… 〇〇処分

※運搬先の事業者が県外事業者の場合は許可証の写しを添付

ご注意いただきたいポイント④

- 協議書の「事業計画の概要」（第2面）
事務所、駐車場の**見取り図**を添付していますか？

(例)

事務所の所在地	香川県〇〇… ※ 付近の 見取り図 を添付すること。
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の 見取り図 を添付すること。

ご注意いただきたいポイント⑤

- 運搬施設として船舶を使用する際に、協議書「事業計画の概要」（第2面）の運搬施設の概要の欄に記載されていますか？

(例)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	香川 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社環境〇〇	
2	キャブオーバー	香川 100 い 22-22	8,000	(所有者) 〇〇リース株式会社 (使用者) 株式会社環境〇〇	
3	タンク車	香川 800 う 33-33	5,000	株式会社環境〇〇	
4	船舶	123456	6,000	(所有者) 株式会社環境〇〇	第〇〇丸

船舶は車両の欄を流用して記載してください。

ご注意いただきたいポイント⑥

- 協議書の「事業計画書の概要」（第4面）
マニフェスト管理者の記載はありますか？

(例)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

- ・産業廃棄物の運搬車への積み込みは、直接現場にて、パワーショベル又は人力にて行う。
- ・積載した産業廃棄物は、荷崩れが生じないようにロープ等で固定する。
- ・運搬に当たっては、交通法規を遵守し、産業廃棄物の破損、落下等が生じないように慎重に運搬する。

(2) 契約及び産業廃棄物管理票

- ・排出業者から産業廃棄物の収集運搬を受託する場合は、あらかじめ書面にて排出事業者と処分業者との間で産業廃棄物処分委託契約を締結している事を確認した上で、排出事業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結するとともに、契約に従って産業廃棄物排出場所から処分業者まで運搬する。その際、マニフェストを使用しない排出事業者の産業廃棄物は、収集運搬しない。
- ・使用したマニフェストは、〇〇にて委託契約書とともに5年間保管する。マニフェストの管理者は、〇〇である。

ご注意いただきたいポイント⑦

- 協議書の「運搬車両の写真」（第6面）

必要な表示が確認できる写真ですか？

【前面写真】

- ・ **ナンバープレート**が確認できること。

【側面写真】

- ・ 「**産業廃棄物収集運搬車**」「**会社名(事業者名)**」
「**許可番号**」が読み取れる写真であること。

ご注意いただきたいポイント⑧

- 経理的基礎の審査用の添付書類はそろっていますか？
 - ・ 貸借対照表 直近3年分
 - ・ 損益計算書 直近3年分
 - ・ 株主資本等変動計算書 直近3年分
 - ・ 個別注記表 直近3年分
 - ・ **確定申告書の写し（別表1、別表4）** 直近3年分
 - ・ 納税証明書 直近3年分

ご注意いただきたいポイント⑨

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を修了していますか？
 - ・ (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会の**修了証(写)の添付が必要**です。
 - ・ 修了者はつぎのとおりです。
個人の場合：申請者本人又は法令で規定する使用人
法人の場合：役員又は法令で規定する使用人

その他の関連事項について

2 先行許可制度について

- 申請者が既に許可（住民票の写し等を添付して受けたもので、5年以内のもの）を受けている場合は、既に許可を受けている許可証（許可の更新の申請の場合にあっては、当該許可に係るものを除く。）を添付することで、一部の添付書類を省略することができます。

※ 許可証の確認は、原本で行いますので、原本を提出してください。

3 先行許可証として使用できる 許可証

- 許可証記載されている項目のうち、「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「**無**」となっている許可証。

※ ただし、更新申請では更新前の許可証を先行許可証として使用することはできません。

4 先行許可制度で省略できる 添付書類について

- 住民票の写し
- 成年被後見人及び被保佐人に係る登記事項証明書
又はされていないことの証明書又は本籍地の自治
体が交付する身分証明書

5 変更届の提出について

- 車両、積替保管施設、役員、5%以上の株主等に変更があった場合は、変更届を提出してください。
- 変更届の提出は、変更の日から10日以内（法人登記事項証明書の添付が必要な場合は、変更後30日以内）となっています。
- 法人の役員の住所変更は、変更届の届出が必要な事項には当たりませんので、届出する必要はありません。
- 個人の方の住所変更は、変更届の提出が必要です。許可証も書換えになります。

6 変更届の提出に添付する書類

変更理由	添付書類
車両の変更	車両一覧(変更前後の比較表、追加・廃止の記載) 車検証のコピー(又は自動車検査証記録事項のコピー) 車両の写真(全面、側面、車体の表示)
役員の変更	役員一覧(変更前後の比較表、新任・退任の記載) 履歴事項全部証明書 追加した人の住民票・登記されていないことの証明書
株主の変更	株主一覧(変更前後の比較表、新任・退任の記載) 追加した人の住民票・登記されていないことの証明書
高松市許可無→有	高松市の許可証コピー
法人事業者 名称・住所	履歴事項全部証明書
個人事業者 氏名・住所	住民票

7 変更届の注意事項

- 許可証の記載内容が変更する場合、許可証の書換交付が必要か確認し、必要なら書換交付願いを提出。
- 役員は**役職のみの変更でも必要。**
- 株主は**分配率のみの変更の場合は不要。** (出入りがある場合は必要。)

8 積替保管施設の変更

- 積替保管施設の所在地、面積、保管する廃棄物の種類等を変更する場合は**変更届**が必要です。
(積替え保管**なし** → 積替え保管**あり**は**変更許可手続き**)
- 積替保管施設を変更する場合は、**事前の相談**が必要です。
- 変更に合わせて、掲示板の記載内容の修正もお忘れなく！

産業廃棄物積替え保管場所			
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、がれき類		
管理者	〇〇株式会社		
連絡先	氏名：〇〇〇〇	TEL：〇〇〇〇	
産業廃棄物の種類	面積	容量	高さ
廃プラスチック類	〇m ²	〇m ³	〇m
金属くず	〇m ²	〇m ³	〇m
がれき類	〇m ²	〇m ³	〇m

ご清聴ありがとうございました。